

令和3年10月11日

群馬大学共同教育学部
附属学校園保護者様

群馬大学共同教育学部
附属幼稚園長 永由 徳夫
附属小学校長 吉田 秀文
附属中学校長 上原 永次
附属特別支援学校長 木山 慶子

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

日頃より、各種感染症について学校園の対策にご協力いただき、感謝申し上げます。
さて、インフルエンザについて、学校園におきましても、群馬県医師会と県教育委員会
が取り決めた下記のように対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。今冬におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目		
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱		登校可能							
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱								
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱								解熱		
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱								解熱		
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱								解熱		

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。